

## 豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関して豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の目的)

第2条 豊田市地域自治区条例（平成17年条例第93号）第2条に規定する旭地域自治区（以下「旭地区」という。）における空き家の有効活用並びに移住及び定住人口の増加により地域コミュニティの維持を図るため、旭地区への移住等の際に必要な空き家の所有者等及び発掘や確保等に取り組む旭地区の自治区に対し、予算の範囲内で奨励金を交付し、空き家情報バンクへの登録を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 豊田市空き家情報登録制度実施要綱第2条第2号に掲げる空き家をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 自治区 旭地区に所在し、豊田市地域振興事務交付金交付要綱第3条に定める交付対象者の自治区をいう。
- (4) 空き家情報バンク 豊田市空き家情報登録制度実施要綱第2条第4号に掲げる空き家情報バンクをいう。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、令和8年4月1日以降に空き家情報バンクに空き家の登録を行う者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 空き家の所有者等
- (2) 空き家情報バンクへの空き家の登録促進を行う自治区

(適用除外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には奨励金を交付しない。

- (1) 令和8年3月31日以前に空き家情報バンクに登録されたことがある空き家の場合。
- (2) 過去に本要綱による奨励金の交付を受けた場合。ただし、前回交付時と異なる空き家の場合は、この限りではない。
- (3) 自治区において、奨励金の交付申請に対し、空き家の所有者等から同意を得られない場合。
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合。

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額は、次のとおりとし、1物件あたり1回限りとする。

(1) 空き家所有者等 1物件につき50,000円

(2) 自治区 1物件につき30,000円

(奨励金の交付の申請兼実績報告)

第7条 奨励金の交付対象者が、奨励金の交付を受けようとするときは、当該空き家が空き家情報バンクに登録された日から起算して3か月以内に、豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の決定兼額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の交付の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付を決定し、豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知して奨励金を支給するものとする。ただし、当該申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 豊田市税を滞納している場合

(2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合

(3) 暴力団員である場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(5) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、奨励金を交付しないことを決定したときは、豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金不交付決定通知書(様式第4号)に不交付の理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 市長は、奨励金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況等を確認することができる。

(奨励金の交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、奨励金の交付決定者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて奨励金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 当該空き家が空き家情報バンクに登録された日から起算して3年以内に、自己都合により、当該空き家の登録を取り消した場合。ただし、空き家等に係る売買又は賃貸借契約が成立した場合を除く。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金取消決定通知書(様式第5号)により、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

3 奨励金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた奨励金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

豊田市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

生年月日

連絡先

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書

豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり申請及び報告  
します。

また、交付決定を受けた場合には、当該奨励金について下記のとおり請求します。

記

1 空き家の所在地 豊田市  
(空き家情報バンク登録No. 旭一 )

2 空き家の登録日 年 月 日

請 求 額	円							
振 込 先 金融機関名	銀行 信金 農協 信組 労金			支店 支所				
種 別	普通・当座	口座番号						
フリガナ 口座名義名								

誓約事項・同意事項

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金の申請にあたり、空き家に係る売買又は賃貸借契約が成立した場合を除き、登録の日から起算して少なくとも3年間、登録することに同意します。なお、豊田市補助金等交付規則第14条及び本要綱第9条の規定に該当した場合は、当該奨励金を全額返還することを誓約します。

また、豊田市税の納付状況等について必要な確認を豊田市職員が行うことに同意します。

豊田市長 様

(申請者) 所在地

自治区名

自治区長名

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書

豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条の規定により、下記のとおり申請及び報告します。

また、交付決定を受けた場合には、当該奨励金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 空き家の所在地 豊田市  
(空き家情報バンク登録No. 旭一 )
- 2 空き家の所有者等の氏名 \_\_\_\_\_ (自署)
- 3 空き家の所有者等の同意  当該空き家について、本奨励金の申請を認めます。

請求額	円							
振込先 金融機関名	銀行 信金 農協 信組 労金			支店 支所				
種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ 口座名義名								

誓約事項・同意事項

豊田市補助金等交付規則第14条及び本要綱第9条の規定に該当した場合は、当該奨励金を全額返還することを誓約します。

また、豊田市税の納付状況等について必要な確認を豊田市職員が行うことに同意します。

様式第3号（第8条関係）

豊 発第 号  
年 月 日

様

豊田市長

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金について、豊田市補助金等交付規則第5条及び第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、交付額を確定します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定の空き家の所在地 豊田市  
(空き家情報バンク登録No. 旭一 )
- 3 空き家情報バンク登録日 年 月 日

様

豊田市長

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金について、豊田市補助金等交付規則第5条第3項及び豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第8条第2項の規定により不交付とすることに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 不交付の空き家の所在地 豊田市  
(空き家情報バンク登録No. 旭一 )
- 2 不交付とした理由

様

豊田市長

豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金取消決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定した豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金について、豊田市補助金等交付規則第14条及び豊田市旭地区空き家情報バンク登録奨励金交付要綱第9条第2項の規定により、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部（一部）を返還してまいりますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消の空き家の所在地 豊田市  
(空き家情報バンク登録No. 旭一 )
- 2 交付決定取消事由
- 3 交付決定取消額 金 円
- 4 奨励金確定通知日 年 月 日
- 5 返還金額 金 円
- 6 返還金額納入方法 **納入期限を記載した返還用納付書を後日送付いたします。**
- 7 その他 歳入科目 年度 会計  
款 項 目 節・細節  
事業コード